

平成27年4月17日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

「感染症対策特別促進事業について」および「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

標記の件につきまして、今般、別添のとおり厚生労働省より通知が発出され、本会に対して協力方依頼がまいりました。

本件の概要は下記のとおりであります。

また、肝炎に関するポスター・リーフレットが厚生労働省により作成されましたので併せてお送りいたします。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関等へ周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 「感染症対策特別促進事業について」の一部改正

「感染症対策特別促進事業について」の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」の「3 事業内容」に「家族支援講座の開催」を追加すること。

2. 「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正

「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」の「第3 事業内容 3 陽性者フォローアップ事業 (2) 検査費用の助成」について、定期検査の助成回数を年2回(初回精密検査を含む)とすること。

健発0409第19号
平成27年4月9日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について

標記については、平成20年3月31日健発第0331001号本職通知に定める各実施要綱に基づき行われているところですが、今般、同通知の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」の一部を改正し、別添のとおり発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたします。

健発0409第18号
平成27年4月9日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について

標記については、平成20年3月31日健発第0331001号本職通知に定める各実施要綱に基づき行われているところですが、今般、同通知の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月9日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いします。

「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」新旧対照表

改正後	改正前
<p>別添4 肝炎患者等支援対策事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 家族支援講座の開催 <u>都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝炎患者の家族等を対象とした家族支援講座を開催することにより、肝炎の病状や患者支援に係る専門的かつ最新の知識を分かりやすく伝えるとともに、家族同士の交流の場として機能させることで、家族等による相談支援機能の強化を図るものとする。</u></p> <p>(17) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>別添4 肝炎患者等支援対策事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施 都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

(改正後全文)

別添 4

肝炎患者等支援対策事業実施要綱

平成23年3月31日

最終一部改正
平成27年4月9日

1 目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図る。

また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう）、特別区、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。）又は公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

ただし、3に記載した事業の（1）～（6）については都道府県、政令市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）とし、（7）～（15）については都道府県とし、（16）については、都道府県、社会福祉法人等（社会福祉法人、一般社団法人等又は公益法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

3 事業内容

（1）肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表す

る者等)等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、保健所設置市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じて肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

- ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス(以下「HBV」という。)及びC型肝炎ウイルス(以下「HCV」という。)に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導
- イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握
- ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策
- エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策
- オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化
- カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- キ 肝炎診療にかかわる医療機関情報の収集と提供
- ク 肝炎診療にかかわる人材の育成
- ケ 各施策についての検討を基にした目標等の設定
- コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配布

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配布する。

- ア 肝炎患者やその家族等を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) シンポジウム等の開催

都道府県等は、専門医等を講師として招き、地域住民に対して、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行うシンポジウム等を開催するなど、肝炎に関する正しい知識等を普及させるための事業を行うものとする。

(5) ポスター・リーフレットの作成・配布による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勸奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター・リーフレット等を作成し、シンポジウム等で配布するものとする。

(6) 肝炎患者等に対する支援の実施

都道府県等は、肝炎患者の生活の安定に資するため、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施するものとする。

[事業例]

- ・ 地域の患者、家族及び患者支援団体等の要望にこたえるための『患者サロン』の開設
- ・ 肝炎患者又は元患者であった者を講師とした、肝疾患相談センター相談員の資質向上を図るための講習会の開催
- ・ 同じ経験を有する患者・家族等が相談に応じ、お互いに支え合うこと（ピアサポート）ができるよう、肝炎患者等を対象としたピアサポーターを育成するための研修の実施

(7) 新聞広告、電車の中吊り等による普及啓発

都道府県は、新聞広告や電車の中吊りポスター等により、正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受検勸奨を行うものとする。

(8) 地域肝炎治療コーディネーターの養成

都道府県は、市町村の保健師、地域医療機関の看護師、職域の健康管理担当者等を対象として、肝炎ウイルス検査結果により要治療となった者等が、個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勸奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材を養成するものとする。

(9) 地域の相談体制の整備

都道府県は、肝炎専門医療機関に相談員（地域肝炎治療コーディネーター研修修了者等）を配置して、肝炎患者等が身近な医療機関において広く相談を受けられることができる体制を整備するものとする。

(10) 肝炎患者支援手帳の作成・配布

都道府県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した携帯可能な手帳（冊子）を作成・配布するものとする。

(11) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう、地域医療の連携を図るものとする。

(12) 肝疾患相談センターの設置

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談センターを設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行うものとする。

(13) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的とした医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）に対する原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関して必要な事項についての研修を実施するものとする。

(14) 一般医療従事者の研修事業

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、医療現場における肝炎患者の早期発見を促進し、肝炎患者を適切な医療に繋げることを目的に、日常的に肝炎治療に携わっていない医療従事者を対象に、肝炎に関する基礎的な研修を実施するものとする。

(15) 市民公開講座や肝臓病教室の開催

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、地域住民を対象とした市民公開講座や肝炎患者を対象とした肝臓病教室を開催することにより、肝炎の病状や最新の治療法、日常生活の留意点などの必要な知識を分かりやすく伝えるとともに、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センターの周知を図るものとする。

(16) 家族支援講座の開催

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝炎患者の家族等を対象とした家族支援講座を開催することにより、肝炎の病状や患者支援に係る専門的かつ最新の知識を分かりやすく伝えるとともに、家族同士の交流の場として機能させることで、家族等による相談支援機能の強化を図るものとする。

(17) 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の実施

都道府県は、都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、また、社会福祉法人等は、当該法人の相談窓口において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証するものとする。

4 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性に十分配慮した事業の実施に努めるものとする。

(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正かつ慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

5 経費の負担

都道府県等及び社会福祉法人等が、この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、3の(11)から(16)に掲げる事業において、肝疾患診療連携拠点病院が独立行政法人又は国立大学法人立の医療機関である場合は、当該法人へ直接国庫補助を行うものとする。

健肝発0409第2号
平成27年4月9日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室長
(公印省略)

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行われているところですが、今般、その一部を改正し、別添のとおり発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段のご協力とご高配をお願いいたします。

健肝発0409第1号
平成27年4月9日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
疾病対策課肝炎対策推進室長
(公印省略)

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき行われているところですが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月9日から適用することとしたので通知する。

別 紙

「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 陽性者フォローアップ事業</p> <p>(1) (略) e</p> <p>(2) 検査費用の助成</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 助成回数</p> <p>初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。</p> <p>ア 初回精密検査 (略)</p> <p>イ 定期検査</p> <p>年<u>2回</u>(アの検査を含む)</p> <p>⑤ 検査費用の請求について</p> <p>ア 初回精密検査 (略)</p> <p>イ 定期検査</p> <p>対象者は、別紙様式例3による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び別紙様式例4による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。<u>ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。)</u>については、別紙様式例4による医師の診断書の添付を省略することができる。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>第4 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>別紙、別紙様式例1～2 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 陽性者フォローアップ事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査費用の助成</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 助成回数</p> <p>ア 初回精密検査 (略)</p> <p>イ 定期検査</p> <p>年<u>1回</u></p> <p>⑤ 検査費用の請求について</p> <p>ア 初回精密検査 (略)</p> <p>イ 定期検査</p> <p>対象者は、別紙様式例3による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び別紙様式例4による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>第4 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>別紙、別紙様式例1～2 (略)</p>

改正後

(別紙様式例3)

肝炎検査費用請求書 (初回精密検査・定期検査)

〇〇〇知事 殿

肝炎検査 (初回精密検査・定期検査) に要した費用を下記のとおり請求します。

請求金額: _____ 円

請求者氏名: _____ 印

フリガナ 対象者氏名			性別	生年月日		
			男女	明 昭 大 平	年	月 日 生
住所	〒 _____ 電話番号 () _____					
加入医療 保険	被保険者 氏名	請求者 との続柄				
	保険種別	協・組・共・団・後		被保険者証 の記号・番号		
	被保険者証を 発行機関名					
	所在地					
届出口座	フリガナ					
	口座名義					
	金融機関名	店舗名		口座番号		
自動振替の 利用 有	<input type="checkbox"/> あり					
	<input type="checkbox"/> なし					
病 差	該当する病名を、当月にチェック、○をしてください。 <input type="checkbox"/> 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝がん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> その他 ()					

※初回精密検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を送付してください。

※定期検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び医師のお断書を送付してください。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた場合 (慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった方は除きます) については、医師の診断書の送付を省略することができます。

※医療機関によっては、診療明細書やお断書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

改正前

(別紙様式例3)

肝炎検査費用請求書 (初回精密検査・定期検査)

〇〇〇知事 殿

肝炎検査 (初回精密検査・定期検査) に要した費用を下記のとおり請求します。

請求金額: _____ 円

請求者氏名: _____ 印

フリガナ 対象者氏名			性別	生年月日		
			男女	明 昭 大 平	年	月 日 生
住所	〒 _____ 電話番号 () _____					
加入医療 保険	被保険者 氏名	請求者 との続柄				
	保険種別	協・組・共・団・後		被保険者証 の記号・番号		
	被保険者証 発行機関名					
	所在地					
届出口座	フリガナ					
	口座名義					
	金融機関名	店舗名		口座番号		
	口座種別	口座番号				

※初回精密検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を送付してください。

※定期検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び医師の診断書を送付してください。

※医療機関によっては、診療明細書や診断書に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

別紙様式例4 (略)

別紙様式例4 (略)

(改正後全文)

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について

健肝発0331第1号
平成26年3月31日

最終一部改正
健肝発0409第1号
平成27年4月9日

(別紙)

ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

1 第3の1～2及び3の(1)の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

2 第3の3の(2)の事業

都道府県

第3 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

(1) 実施方式

保健所又は委託医療機関等（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関等を選定。）において実施。

また、保健所及び医療機関以外の検査会場においても、当該検査を実施することができるものとする。

ただし、この場合は、採血等の実施に必要な条件を満たすこと。

なお、保健所以外の検査会場における検査事業に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

(2) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

(3) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

① HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

② HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

③ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

④ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

(4) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）

① HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

② HCV抗体検査

ア HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

イ HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

③ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

④ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(5) 指導区分

HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、医療機関での受診を勧奨する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(6) 検査の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

3 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

① 実施方法 対象者に対し、都道府県等が、必要により別紙様式例1による同意書等により本人の同意を得た上で、別添様式例2による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

② 対象者

ア 1により「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

イ (2)の検査費用の請求により把握した陽性者

ウ その他、医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者

フォローアップの実施に当たっては、個人情報取扱いに留意のうえ、適宜都道府県内の市町村や保健所設置市・特別区内の健康増進事業担当部局等と連携を図ることとし、市町村等からの情報提供により把握した

本事業以外の陽性者についても、フォローアップの対象とすることができる。

また、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、健康増進事業におけるフォローアップの対象とすることができる。

なお、フォローアップの実施については、個人情報の取扱いに留意のうえ、肝疾患診療連携拠点病院や市町村等の適当と認められる実施機関に委託することができる。

(2) 検査費用の助成

① 実施方法

ア 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

② 対象者

ア 初回精密検査

以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 1年以内に本事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- c フォローアップに同意した者

イ 定期検査

以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- c 住民税非課税世帯に属する者
- d フォローアップに同意した者
- e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

③ 助成対象費用

ア 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費

用として都道府県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT）
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

イ 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

④ 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

ア 初回精密検査

1回

イ 定期検査

年2回（アの検査を含む）

⑤ 検査費用の請求について

ア 初回精密検査

対象者は、別紙様式例3による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。

イ 定期検査

対象者は、別紙様式例3による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び別紙様式例4による医師の診断書を添えて、都道府県知事に請求するものとする。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）については、別紙様式例4による医師の診断書の添付を省略することができる。

⑥ 検査費用の支払いについて

都道府県知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第4 実施に当たっての留意事項

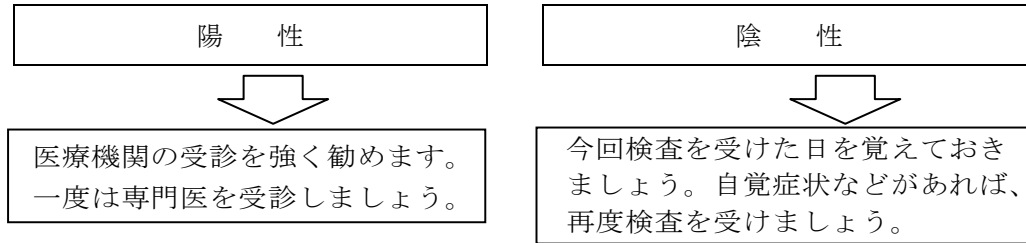
本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

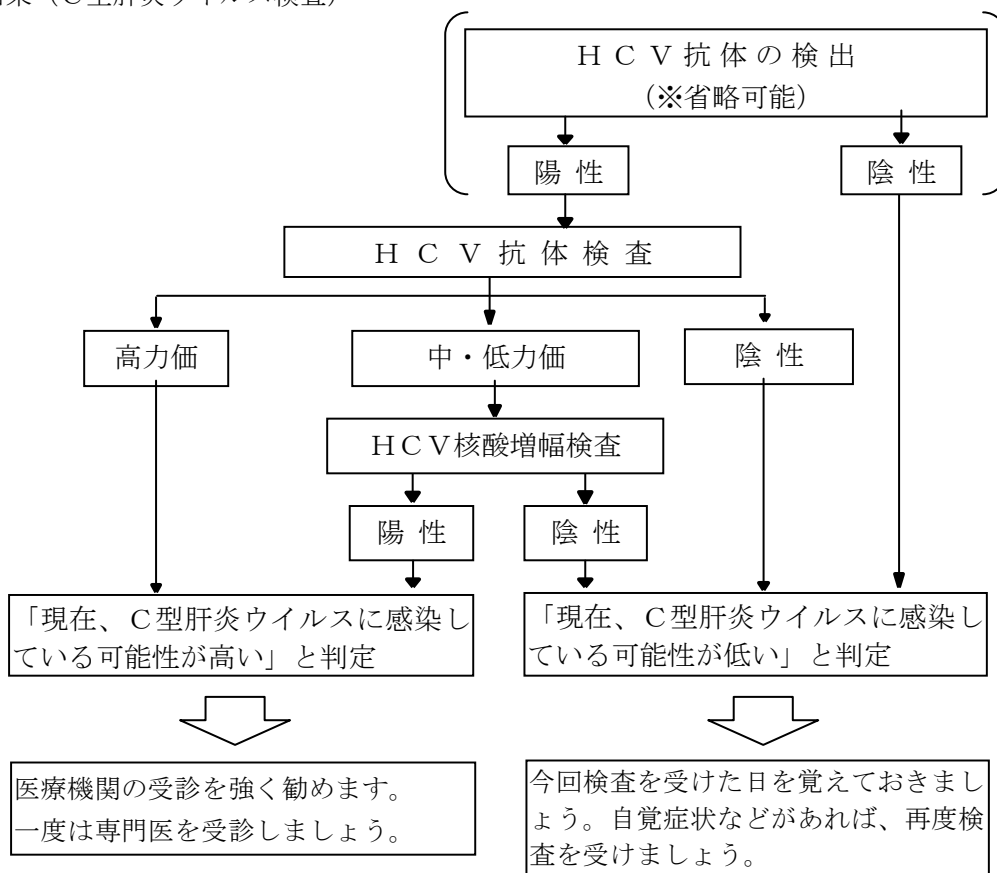
(別紙)

<参考>

判定結果 (HBs抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



<注意事項>

HBs抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返してC型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たにC型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

(別紙様式例 1)

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書

肝炎に感染した場合、自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと重症化する可能性があります。

そのため、すぐに治療の必要がない場合でも、定期的に医療機関を受診し、ご自身の状態を確認することが重要です。

〇〇(都道府県・市区町村)では、肝炎ウイルス陽性者の方に対するフォローアップ事業を行っています。

フォローアップ事業へご参加いただいた場合、年1回調査票をお送りして、医療機関の受診状況や治療内容を確認させていただきます。

また、必要に応じて電話等でご連絡を差し上げる場合があります。

本事業にご参加いただいた方には、随時必要な相談支援を行うほか、肝疾患治療の最新情報や相談会・講習会等のご案内を差し上げます。

なお、本事業で入手した個人情報につきましては、本事業の中でのみ使用し、その他の目的に用いることはありません。

下記のいずれかにチェックをつけて、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

フォローアップに同意する

フォローアップに同意しない

氏名(自署): _____ 性別: 男 ・ 女 _____

生年月日: _____ 年 月 日 電話番号: _____ - _____

住 所: 〒 _____

【同意書の提出先及びお問い合わせ先】

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇(都道府県・市区町村) 〇〇部〇〇課 (TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

(別紙様式例 2)

医療機関の受診状況等に関する調査票

本調査は、〇〇（都道府県・市区町村）肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業に参加いただいた方を対象に、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、必要な相談支援を行うことを目的に年1回実施しております。

調査のご回答を受けて、当方からお問い合わせをさせていただく場合があります。

なお、個人情報及び回答内容につきましては、本事業の中でのみ使用し、その他の目的に用いることはありません。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【本調査に関するお問い合わせ先】

〇〇（都道府県・市区町村）〇〇部〇〇課（TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

【肝炎に関するご相談窓口】

〇〇病院肝疾患相談センター（TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

問1 過去1年以内に肝臓の病気に関して医療機関を受診しましたか。

- はい(直近の受診日:平成 年 月ころ 医療機関名:)
 いいえ(受診をしていない理由:)

問2 (問1で「はい」と回答した場合) 差し支えなければ、説明を受けた病状を教えてください。

- 無症候性キャリア (B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス)
 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
 肝がん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)
 その他()

問3 (問1で「はい」と回答した場合) 現在の治療状況と今後の予定を教えてください。

- 肝臓病の治療を現在受けている。または今後受ける予定である。
↳ 差し支えなければ、治療内容を教えてください。
 インターフェロン治療
 核酸アナログ製剤治療
 その他()
- 肝臓病の治療は受けていない。または今のところ治療の予定はない。
↳ 今後の予定をご回答ください。
 経過観察(次回の受診目安: ころ)
 その他()

問4 その他、ご意見やご質問などありましたら、ご記載ください。

お名前(またはID): _____ 記載年月日:平成 年 月 日

(別紙様式例 3)

肝炎検査費用請求書 (初回精密検査・定期検査)

〇〇〇知事 殿

肝炎検査 (初回精密検査・定期検査) に要した費用を下記のとおり請求します。

請求金額： _____ 円

請求者氏名： _____ 印

フリガナ		性 別	生 年 月 日	
対象者氏名		男 女	明昭 大平	年 月 日生
住 所	〒 _____ 電話番号 (_____)			
加入医療 保 険	被保険者 氏 名		請 求 者 との続柄	
	保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証 の記号・番号	
	被保険者証発 行機関名			
	所 在 地			
振込口座	フリガナ			
	口座名義			
	金融機関名		店舗名	
	口座種別		口座番号	
本助成制度の 利 用 歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
病 態	該当する診断名、項目にチェック、○をしてください。 <input type="checkbox"/> 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝がん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> その他 (_____)			

※初回精密検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添付してください。

※定期検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び医師の診断書を添付してください。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた場合 (慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった方は除きます。) については、医師の診断書の添付を省略することができます。

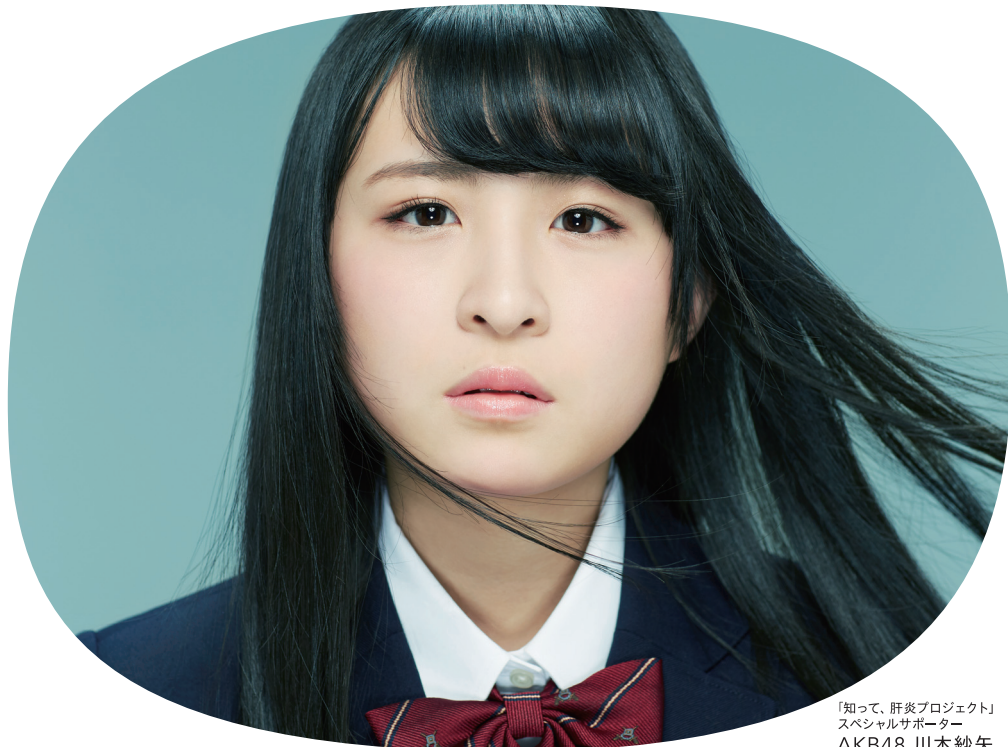
※医療機関によっては、診療明細書や診断書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

(別紙様式例 4)

定期検査費用の助成に係る医師の診断書

フリガナ		性 別	生 年 月 日	
患者氏名		男 女	明昭 大平	年 月 日生
住 所	〒 ー			
	電話番号 ()			
検査所見	直近の所見を記入する 1. 肝炎ウイルスマーカー (検査年月日 平成 年 月 日) HBs 抗原 (+ , -) HBV-DNA 定量 _____ (単位 : _____、測定法 _____) HCV-RNA 定量 _____ (単位 : _____、測定法 _____) 2. 血液検査 (検査年月日 平成 年 月 日) AST _____IU/1 (施設の基準値 : _____~_____) ALT _____IU/1 (施設の基準値 : _____~_____) 血小板数 _____/u1 (施設の基準値 : _____~_____) 3. 画像検査 (検査年月日 平成 年 月 日) (所見 : _____) 4. その他 (検査年月日 平成 年 月 日) (所見 : _____)			
その他 記載すべき 事項				
診 断	該当する診断名、項目にチェック、○をしてください。 <input type="checkbox"/> 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝硬変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝がん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
医療機関名及び所在地		記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名	印			

え、パパ、 陽性なのに病院行ってないの？ ヤバくない？



「知って、肝炎プロジェクト」
スペシャルサポーター
AKB48 川本紗矢

はい、ヤバいです。

肝臓は“沈黙の臓器”と言われ、肝炎ウイルスに感染していても、熱や痛みなどの症状はほとんどありません。知らない間に肝硬変や肝がんに行進することも。

検査結果が陽性の場合、すぐに専門医の受診を。

お住まいの地域で肝臓の専門医の診療が受けられる医療機関については、右記URLをご覧ください。

独立行政法人国立国際医療研究センター 肝炎情報センター
<http://www.ncgm.go.jp/center/index.html>

知って、肝炎 Q&A

肝炎に関する正しい知識を身につけて、早期発見・早期治療を。



Q ウイルス性肝炎ってどんな病気？

A 肝炎ウイルスに感染することで、肝臓の細胞が壊れていく病気です。

肝炎ウイルスに感染することで慢性的な炎症が繰り返され、肝臓が硬くなり、肝機能も悪化。肝硬変や肝がんの状態になります。

Q 肝炎になっても痛くないの？

A 熱や痛みなどの症状はほとんどありません。

肝臓は沈黙の臓器とも言われています。慢性の肝障害では進行が緩やかなため、病状が進むまで症状に気がつかないことがあります。知らない間に病状が進行してしまい、命に関わる病気になってしまいます。

Q 肝炎ウイルス検査、受けないとダメ？

A 一生に一度は受ける必要があります。

検査をできるだけ早く受けることで、もし肝炎ウイルスに感染していても適切な治療を受けることができるので、深刻な症状に進行するのを防ぐことができます。

Q 健康診断じゃダメなの？

A 通常健康診断では、肝機能検査だけ行われていることが多いです。

肝機能検査とは別に肝炎ウイルス検査を受けないと、肝臓が肝炎ウイルスに感染しているかどうかはわかりません。

Q 肝炎検査はどんな検査？費用は？

A 採血1回、チクリで済みます。原則、初回は無料です。

検査日時や受診方法などの詳細については、「知って、肝炎プロジェクト」のウェブサイトで調べるか、お住まいの地域の市役所や保健所（所在地等は同ウェブサイト検索可能）にお問い合わせください。

Q 感染がわかったらどうすればいい？

A 検査結果を持って、肝臓専門医がいる医療機関を受診してください。

インターフェロン治療をはじめ、最近では飲み薬だけで治療できるようになってきています。今なら国からの医療費助成も受けられます。

詳しくは右記ウェブサイトをご覧ください。

「知って、肝炎プロジェクト」 <http://kan-en.org/>